

## 【薬事法改正について 医薬品インターネット販売】

東京都福祉保健局健康安全部薬務課サイバー薬事監視担当 係長 阿部哲也

### 1 薬事法改正関連の東京都組織体制

- ・本年6月の販売制度改正等に対応するサイバー薬事監視担当が新設された。

### 2 一般用医薬品の販売制度について

- ・6月12日の法改正により、販売サイトへの掲示事項等、インターネット販売を行う際のルールが整理された。
- ・届出サイトは7月末現在、全国で1428サイト。厚労省ホームページに掲載されている。
- ・一般用医薬品を販売する際には、インターネットでも、店頭販売の場合と同様に薬の専門家（薬剤師や登録販売者）から、使用者の状況に応じた適切な情報提供を行い、使用者が納得した上で販売することが必要となる。
- ・インターネットによる一般用医薬品の販売は、決して“簡易な”販売方法ではない。

### 3 特定販売（インターネット販売）を行う店舗に対する薬事監視

- ・国からのガイドライン等を参考に薬事監視を実施。実際の監視指導については、保健所薬事監視員が販売サイトの閲覧等により実施している。

### 4 無許可事業者に対する監視指導

- ・6月以降、偽サイトやインターネットオークションでの医薬品販売が見られる。薬務課サイバー薬事監視担当が、国やネット事業者等とも連携しながら適切に対応する。